

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

令和 5 年 6 月 7 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

貸金業法第 2 条第 1 項及び同法第 11 条第 1 項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、不特定多数の投資者（以下、「投資者」と総称する。）に対し、金融商品取引法上の第二種金融商品取引業を営む者として、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく有限責任組合員としての出資について勧誘（金融商品取引法上の私募の取扱い又は募集の取扱いに該当する。以下、「勧誘」という。）を行い、投資者からの出資により組成される投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる貸金業法上の貸金業者（照会者の子会社）が、投資者からの出資により調達した資金をもって、資金需要者である法人（以下、「借り手」という。）に対して金銭の貸付けを行い、当該貸付けに係る利息その他の回収金をもって有限責任

組合員に対する利益分配を行う事業（投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンド）を計画しているが（詳細は後述参照）、同計画における投資者の行為が貸金業に該当しないことを確認したい。なお、照会者と照会者の子会社である貸金業者（以下、単に「貸金業者」という。）を総称して「照会者ら」という。

1. 照会者らは、まず、借り手を探索し、資金の用途等を確認した上で、当該借り手との間で、貸金業者による金銭の貸付けに係る条件の大筋につき合意する（かかる金銭の貸付けに係る案件を以下、「貸付対象案件」という。）。
  2. 照会者は、照会者の運営する電磁的な方法（専用ウェブサイト・電子メール等）又は訪問若しくは電話等の手段で、貸付対象案件に係る貸付資金を調達するため、貸付対象案件への貸付け及び貸付金の回収を対象事業とし、貸金業者を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合への有限責任組合員としての出資の勧誘（かかる勧誘が行われる投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての出資案件を以下、「出資勧誘案件」という。）を実施し、出資勧誘案件に出資したいと考える投資者を募る。この際、貸付対象案件の借り手は法人のみであることとし、当該出資勧誘案件における借り手が複数であることは必須要件とせず、単数の場合を含むものとする。
  3. 照会者は、投資者に対し、出資勧誘案件に係る貸付対象案件の主要な貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金用途等）、有限責任組合員への想定利回り等の情報の提供を行う。投資者が、これらの情報を基礎として、ある特定の出資勧誘案件に対して出資を希望する場合には、照会者に対して出資勧誘案件に係る投資事業有限責任組合契約の申込みを行う。この際、照会者が投資者に対し提供する貸付対象案件の情報について、借り手である法人の商号・名称、所在地など、当該法人の属性に係る情報を含む場合があるものとする。また、照会者は、情報の提供に際し、投資者に対し、投資者と借り手の間において貸付けに関する直接の接触は禁じられるものであることを説明するものとする。
3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠
- いわゆる融資型クラウドファンディングにおいては、商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく匿名組合出資の形式で投資者から出資を募り、匿名組合の営業者が貸金業者として借り手に対して金銭の貸付けを行い、かかる貸付けに係る利息その他の回収金をもって投資者（匿名組合員）に対する利益分配を行う形態が一般的に採用されている。このような匿名組合形式の貸付型ファンドでは、従前、勧誘時に匿名化（投資者に対して借り手を具体的に特定できる情報を提供しないこと）、複数化（同一の匿名組合契約により調達した資金を複数の借り手に対して貸し付けること）という実務措置が講じられてきた。これらの実務措置は、資金の出し手である投資者が、特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、貸付けの実行判断を行っている場合には、貸付行為を行っているものと評価され、個々の投資者自身が貸金業の登録を行う必要があると解されるところ、かかる判断の一要素として匿名化、複数化が考慮されることを理由とする。
- しかしながら、貸付型ファンドを投資商品として捉えた場合、匿名化、複数化は投資

者の投資判断において支障をきたし得る。匿名組合形式の貸付型ファンドについては、平成 31 年 3 月 11 日付で貴庁に対して法令適用事前確認手続の照会が行われ、同月 18 日付で貴庁による回答において、投資者と借り手とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が匿名組約款等において明記されていることなどの一定の要件を満たす場合には、匿名化、複数化の措置が講じられていなくても、投資者が貸付けの実行判断を行っているとは評価されない、すなわち、投資者の行為が貸金業に該当しないとの見解が表明されている。

ここで、投資事業有限責任組合においては、各契約当事者が共同で事業の全部又は一部を営むとされている（投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条）。一方、実際の組合の業務の執行は無限責任組合員がこれを行うこととされており（同法第 7 条、第 9 条第 3 項）、有限責任組合員は、匿名組合における匿名組合員と同様に、その権限において貸付業務の執行に関与することが想定されていない。そうであるならば、投資事業有限責任組合契約約款等において投資者と借り手とが貸付けに関する接触をしない旨、貸付業務の執行に関与しない旨、当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されるなどの措置が講じられる限り、投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンドについても、匿名化、複数化を前提とせずとも、投資者が貸付けの実行判断を行っていないと解するのが相当と考える。

また、投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンドにおいては、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条第 1 項により附属明細書の作成が義務づけられるところ、かかる附属明細書において投資先会社等の状況及び主要な財務数値を記載することが必要とされている（「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則」（10・08・07 企庁第 2 号）第 19 条第 2 号）。かかる法律上の情報開示義務との平仄という観点からも、匿名化、複数化を前提としない勧誘形態が認められるべきと考える。